

平成29年2月に発行された「学校事務必携」のP60に記載されていることについて、次のような事例がありましたので、参考にして下さい。

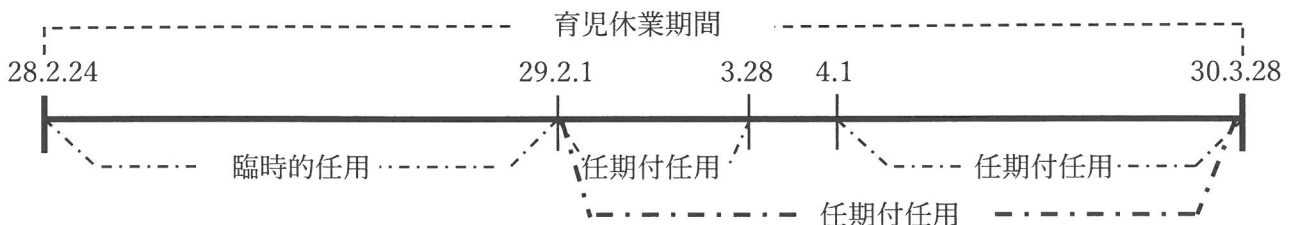
### ※育休代の任期付任用

(地方公務員の育児休業等に関する法律 第6条)

#### 1. 任期付任用

本務者の育休の申請期間が1年を超える場合、育休代の採用1年目は[臨時的任用]となり、本務者の育休期間が1年を経過した段階で育休代の「任期付任用」となる。

《例》育休期間が平成28年2月24日～平成30年3月31日の場合



注：翌年度、同一人物が引き続き任期付任用として配置される場合については、年度末の任用終期が3月31日まで延長となる。(3日間の延長内申が必要)その後、あらためて4月1日から任用する。

○平成29年2月から共済組合に加入。互助会の補助券ももらえる。

○3月から4月にかけて、1日も空かなかったため、6月の期末勤勉手当は100%支給。

注1：任期付任用となる場合、当該月の初日(1日)からとする。

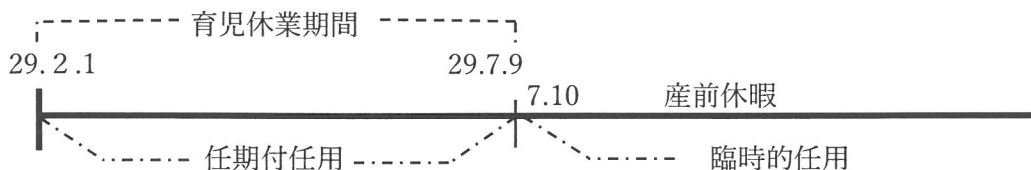
注2：長期休業中に任用が終了する場合は、各月(7, 12, 3月)の28日で切ることを原則とする。

注3：翌年度に同一人物を引き続き代替として配置する場合、4月1日付とする。

その他については、始業式の前日付とする。

注4：仮に、任期付任用の期間が1ヶ月に満たない場合は、「育休代延長」として発令される。

◎育休期間内に産休に入ることになった場合(出産予定日 平成29年9月3日)



○産前休暇に入る平成29年7月10日から産休代となり、臨時的任用となる。

#### 2. 留意事項

- ・任期付任用となった場合、その初日から共済組合加入となる。期間満了時は退職届の提出が必要。
- ・共済組合・互助会の各種給付関係は、組合員期間内に事由が発生していれば給付が受けられる。また、貸付(一般・高額医療)も受けられる。
- ・共済加入は給与システム上、自動設定されるため、入力する必要はない。
- ・「育休代延長」として任用の場合、共済組合に加入しない。

#### 3. 提出書類(共済組合)

- ・資格取得届(備考に「任期付任用」と朱書きする)
- ・任期付任用期間の辞令の写(原本証明)
- ・業務用口座指定(変更)申出書
- ・年金加入期間等報告書(右上に「任期付任用」と朱書き、再資格取得の場合は備考欄に「待機者番号」を記入する。また多数の履歴があり、手書きが困難な場合は、日本年金機構発行の「ねんきん定期便」等のコピー添付でも可)
- ・履歴書(原本証明不要)
- ・基礎年金番号通知書の写(原本証明不要)